

いつでもご加入いただけます！

平成21年度

# 日機協共済制度

商品内容のご説明

団体定期保険／役員員包括団体傷害保険特約・後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約付帯普通傷害保険（就業中のみ担保）

<損保部分について>

売上高換算方式で加入すると  
経営事項審査制度の加点対象

売上高換算方式で加入すると  
下請負人も補償



## 新規加入・増額のおすすめ

### 福利厚生重視プラン

就業中のケガによる 死亡・後遺障害補償 (損害保険)	就業中のケガによる 入院補償＋手術補償 (損害保険)
200万円～1,000万円	年間1,500円～7,500円
24時間業務上・業務外を問わず 不慮の事故や疾病による 死亡・高度障害保障 (生命保険)	
100万円～1,000万円	

### 事業推進プラン

就業中のケガによる 死亡・後遺障害補償 (損害保険)	高額補償の 選択が可能
200万円～3,000万円	
24時間業務上・業務外を問わず 不慮の事故や疾病による 死亡・高度障害保障 (生命保険)	一律 50万円の 保障
50万円	

- 当保険制度は追加募集をしておりますので、上記効力発生日以外でも加入可能です。
- 追加募集時に加入される場合は、毎月15日までに社団法人日本機械土工協会へ「申込書兼告知書」をご提出ください。  
なお、引受保険会社(\*)が「申込書兼告知書」を受理した場合、効力発生日は、その翌月1日となります。
- (\*)共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。

別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項と特にご注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。  
なお、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）は、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

# 福利厚生重視プラン

- > 会社の福利厚生プランとしてご利用いただくことができます。
- > 売上高換算方式で加入すると、経営事項審査制度の加点対象になります。(損保部分)
- > 労災認定が決定される前に迅速な給付が可能です。

## 保障タイプと掛金

タイプ	疾病・不慮の事故による保障 (生命保険)		就業中における不慮の事故による補償 (損害保険)				
	死亡保険金額 (高度障害保険金額)	月払掛金 (概算)	補償金額		月額掛金	1名あたりの月額掛金(目安)	
			死亡・後遺障害 保険金額	入院保険日額		職種区分	
					A	B	
1	1,000万円	5,000円	1,000万円	7,500円	お見積依頼書をご提出ください。	630円	980円
2	800万円	4,000円	800万円	6,000円		510円	780円
3	600万円	3,000円	600万円	4,500円		380円	590円
4	400万円	2,000円	400万円	3,000円		250円	390円
5	200万円	1,000円	200万円	1,500円		130円	200円

- ・死亡保険金100万円(月払掛金500円)の設定も可能です。詳細については社団法人日本機械土工協会までご照会ください。
- ・掛金は毎月12日に各事業所の指定する口座から振替えます。※金融機関定休日の場合は翌営業日に振替えます。(第1回日は10月13日から)
- ・掛金は会員事業所のご負担(金額)です。
- <生命保険部分の掛金について>
- ・上記掛金には保険料の他に制度運営費が含まれており、上記掛金と申込締切後に算出される正規保険料との差額が正規制度運営費になります。  
〔概算保険料は、保険金額100万円あたり410円です。〕
- ・正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は平成21年10月1日)から適用します。  
追加募集の際に加入される場合は、保険料が確定している可能性があります。保険料についての詳細は、社団法人日本機械土工協会までご照会ください。  
保険料は毎年の更新日に再計算し適用します。
- ・上記掛金は更新日(今回は平成21年10月1日)から適用します。  
ただし正規保険料が100万円あたり500円以上になった場合は、別途掛金を定めさせていただきます。
- <損害保険部分の掛金について>
- ・傷害保険料は、被保険者数1,000名以上の場合の団体割引20%を適用しています。被保険者数が1,000名未満の場合、団体割引が変わり保険料が変更となる場合があります。また上記の掛金には制度運営費(団体制度の維持・運営のために各加入会員が団体に対して支払うもの。死亡・後遺障害保険金額100万円あたり10円)が含まれています。

## 福利厚生重視プランの概要



## お申し込み手続きについて

- 既に福利厚生重視プランをご採用いただいている企業様
    - 生命保険部分: 追加加入・脱退・増額・減額等される場合は、必要事項を記入・押印のうえ「希望者グループ保険(団体定期保険)申込書兼告知書」を社団法人日本機械土工協会へご提出ください。加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますのでご提出不要です。
    - 損害保険部分: 損害保険部分は既に日償協済制度をご利用いただいている企業様も新規と同様のお手続きとなります。まず、「お見積依頼書」に必要事項をご記入の上、社団法人日本機械土工協会もしくは取扱代理店までご提出ください。掛金のお見積りをご担当者様へご案内申し上げますので、「団体契約加入依頼書」をご提出ください。
  - 新規にお申し込みいただく企業様
    - 生命保険部分: 必要事項を記入・押印のうえ「希望者グループ保険(団体定期保険)申込書兼告知書」を社団法人日本機械土工協会または、各担当の生命保険会社へご提出ください。
    - 損害保険部分: まず、「お見積依頼書」に必要事項をご記入の上、社団法人日本機械土工協会もしくは取扱代理店までご提出ください。保険料のお見積りをご担当者様へご案内申し上げますので、「団体契約加入依頼書」をご提出ください。
- ※福利厚生重視プランおよび事業推進プランの高プランに同時加入いただくことはできません。

# 事業推進プラン

- ▶ 労災の上乗せプランとしてご利用いただくことができます。
  - ▶ 売上高換算方式で加入すると、経営事項審査制度の加点対象になります。(損保部分)
  - ▶ JVに参加する際に必要な死亡補償1,500万円の労災上乗せを確保できます。(損保部分)
  - ▶ 死亡補償3,000万円までの高額補償が選択可能です。(損保部分)
- ※ 損害保険部分に関しては、別途、一部の大手元請企業の一次下請に必要な労災総合保険プランも用意しております。

## 保障タイプと掛金

タイプ	疾病・不慮の事故による保障 (生命保険)		就業中における不慮の事故による補償 (損害保険)		1名あたりの月額掛金(目安)	
	死亡保険金額 (高度障害保険金額)	月払掛金 (概算)	死亡・後遺障害 保険金額	月額掛金	職種区分	
					A	B
6	50万円	250円	3,000万円	お見積依頼書をご提出ください。	1,210円	1,780円
7	50万円	250円	2,500万円		1,010円	1,480円
8	50万円	250円	2,000万円		810円	1,180円
9	50万円	250円	1,500万円		600円	880円
10	50万円	250円	1,000万円		400円	600円
11	50万円	250円	500万円		200円	300円
12	50万円	250円	200万円		80円	120円

- ・掛金は毎月12日に各事業所の指定する口座から振替えます。※金融機関定休日の場合は翌営業日に振替えます。(第1回日は10月13日から)
- ・掛金は会員事業所のご負担(全額)です。
- ＜生命保険部分の掛金について＞
- ・上記掛金には保険料の他に制度運営費が含まれており、上記掛金と申込締切後に算出される正規保険料との差額が正規制度運営費になります。(概算保険料は、保険金額100万円あたり410円です。)
- ・正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は平成21年10月1日)から適用します。
- ・追加募集の際に加入される場合は、保険料が確定している可能性があります。保険料についての詳細は、社団法人日本機械士協会までご問合せください。保険料は毎年更新日に再計算し適用します。
- ・上記掛金は更新日(今回は平成21年10月1日)から適用します。ただし正規保険料が100万円あたり500円以上になった場合は、別途掛金を定めさせていただきますことがあります。
- ＜損害保険部分の掛金について＞
- ・損害保険料は、被保険者数1,000名以上の場合は団体制引20%を適用しています。被保険者数が1,000名未満の場合、団体制引が変わり保険料が変更となる場合があります。また上記の掛金には制度運営費(団体制度の維持・運営のために各加入員が団体に対して支払うもの。死亡・後遺障害保険金額100万円あたり10円)が含まれています。

## 事業推進プランの概要



## お申込み手続きについて

- 既に事業推進プランをご採用いただいている企業様
  - 生命保険部分: 追加加入・脱退等される場合は、必要事項を記入・押印のうえ「希望者グループ保険(団体定期保険)申込書兼告知書」を社団法人日本機械士協会へご提出ください。加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますのでご提出不要です。
  - 損害保険部分: 損害保険部分は既に日償協共済制度をご利用いただいている企業様も新規と同様のお手続きとなります。まず、「お見積依頼書」に必要な事項をご記入の上、社団法人日本機械士協会もしくは取扱代理店までご提出ください。保険料のお見積りをご担当者様へご案内申し上げますので、「団体契約加入依頼書」をご提出ください。
- 新規にお申込みいただく企業様
  - 生命保険部分: 必要事項を記入・押印のうえ「希望者グループ保険(団体定期保険)申込書兼告知書」を社団法人日本機械士協会または、各担当の生命保険会社へご提出ください。
  - 損害保険部分: まず、「お見積依頼書」に必要な事項をご記入の上、社団法人日本機械士協会もしくは取扱代理店までご提出ください。保険料のお見積りをご担当者様へご案内申し上げますので、「団体契約加入依頼書」をご提出ください。
- 労災総合補償プラン(オプション)をお申込みいただく企業様
  - 損害保険部分に関しては、別途、一部の大手元請企業の一次下請に必要な労災総合保険プランも用意しておりますので、社団法人日本機械士協会もしくは取扱代理店までご連絡ください。
  - ※ 福利厚生重視プランおよび事業推進プランの両プランに同時加入いただくことはできません。

下記に記入のうえ、FAX下さい。お見積もりはFAXにてご返信させていただきます。

## お見積依頼書

に囲まれている部分をご記入ください。

売上高換算方式の場合

在籍者数平均方式の場合

※ご希望の方式に○をしてください。

●加入者名 (貴社名) : \_\_\_\_\_ 様

●役員を含める・含めない

被保険者の範囲に貴社の全ての役員を 含める ( ) 名  
(どちらかに  してください) 含めない

●労災保険事業種類コード

労災保険コード: \_\_\_\_\_

(コードは労災保険コード4ケタの内、頭2ケタをご記入頂き、複数ある場合はすべてご記入ください)

例) 3703 道路の改修、復旧又は維持の事業の場合

労災保険コード: 37

●見積希望タイプ:

福利厚生重視タイプ	1	2	3	4	5		
事業推進タイプ	6	7	8	9	10	11	12

(パンフレットP1、2からいずれかのプランを選択し、○をしてください。保険料のお見積りは複数可能ですが、ご加入いただけるのは1パターンのみです。)

<売上高換算方式をご希望の場合>

貴社売上高 \_\_\_\_\_ 万円

(売上高は、直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書」または「決算書(損益計算書)」に記載のものです。)

<在籍者数平均方式をご希望の場合>

各月の平均人数 \_\_\_\_\_ 名

(記入する人数は、把握可能な直近1年間の各月における従業員の在籍者数の年間平均値になります。)

注意: 実際にご加入いただく際には下記のお取扱いとなります。(今回は不要です)

◇基礎数値を証明する次の書類を提出いただきます。

売上高換算方式の場合 : 経営規模等評価通知書・総合評価通知書 または 決算書(損益計算書)

在籍者数平均方式の場合 : 「被保険者通知書兼職種区分割合報告書」 ※引受保険会社所定の用紙

◇貴社の役員の数も合わせて加入される場合は、おつて職務内容をお伺いいたします。

◇貴社の福利厚生の特徴としてご加入される場合は、貴社の災害補償規定、弔慰金規定...等、従業員の災害死亡時の補償を取り決めた明文規定の写しを添付いただきます。